上島町指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)指定要領

(目的)

第１条　気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条第１項に基づき、熱中症による健康被害の防止を強化し、町民の生命と健康を守るため、熱中症特別警戒情報の発表期間中に開放する指定暑熱避難施設(以下、クーリングシェルターという。)として、上島町内の施設を指定することを目的とする。

(要件)

第２条　クーリングシェルターの指定要件は、次のとおりとする。

（１） 適切にメンテナンスされている冷房設備を有すること。

（２） 複数の町民等が一時的に滞在できる適切なスペースを確保できること。

（３） 町からクーリングシェルターの指定を受けることに同意し、町と協定を締結できること。

（４） 解放する施設名、所在地、日時、受入れ人数等を町のホームページ等で公表することに同意できること。

（５） 愛媛県に熱中症特別警戒情報が発表された場合は、公表している内容で施設を開放できること。

（６） 愛媛県に熱中症特別警戒情報が発表されていない場合も、公表している内容で可能な範囲で施設の開放に努めること。

（７） クーリングシェルターの開放について、営利を目的としないこと。

(指定)

第３条　クーリングシェルターの指定を受ける者は、上島町クーリングシェルター指定申込書(第１号)を提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による提出があった場合は、内容を精査し、前条の要件を満たすと認めるときは、当該施設をクーリングシェルターとして指定し、管理者と協定を締結するものとする。

(指定の解除)

第４条　指定を受けた施設が第２条の規定を満たさなくなった場合又は指定を受けた者から指定の解除の申出があった場合は、町長は指定を解除するものとする。

２　指定公序良俗に反する場合、又は目的に適さない等による町長が不適当と認める場

合は、クーリングシェルターの指定を解除することができる。

(運用期間)

第５条　クーリングシェルターとして施設を運用する期間は、４月の第４水曜日から10月の第４水曜日までとする。

(留意事項)

第６条　冷房設備の電気代等、クーリングシェルターの開放に必要な経費は指定を受けた者の負担とする。

２　クーリングシェルターを利用した町民等が、施設に損害を与えた場合であっても、町は損害賠償の責任は負わない。

(その他)

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要領は、公布の日から施行する。